

第一期中期目標期間

暫定評価説明資料

[評価期間：平成22年4月1日～平成26年3月31日]

独立行政法人
国立成育医療研究センター
National Center for Child Health and Development

目 次

評価項目			平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		暫定評価	
1.	臨床を志向した研究・開発の推進	P2	A	4.00	S	4.57	S	4.60	S	4.50	A	4.41
2.	病院における研究・開発の推進	P4	A	4.00	A	3.85	A	3.80	A	4.00	A	3.91
3.	担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	P5	S	5.00	S	4.71	A	4.40	S	4.83	S	4.73
4.	高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	P8	S	4.50	S	4.57	S	5.00	S	5.00	S	4.76
5.	患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	P10	A	3.83	A	4.14	A	3.80	A	4.33	A	4.02
6.	その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	P12	A	3.66	A	4.28	A	4.20	A	4.33	A	4.11
7.	人材育成に関する事項	P13	A	3.83	A	4.00	A	3.80	A	4.00	A	3.90
8.	医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	P14	A	3.50	A	3.85	A	4.00	A	3.83	A	3.79
9.	国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	P15	A	3.83	A	3.85	A	4.00	A	3.83	A	3.87
10.	効率的な業務運営体制	P16	A	3.66	A	3.71	A	4.00	A	3.50	A	3.71
11.	効率化による収支改善・電子化の推進	P17	S	4.66	A	3.57	A	4.40	B	3.16	A	3.94
12.	法令遵守等内部統制の適切な構築	P19	A	3.50	B	3.28	A	4.00	A	3.83	A	3.65
13.	予算、収支計画及び資金計画	P20	A	3.66	A	3.57	A	4.00	A	3.66	A	3.72
14.	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	P21	B	3.33	A	3.85	A	4.00	A	3.83	A	3.75

臨床を志向した研究・開発の推進 (その1)

暫定評価

A (4.41)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (4.00)	S (4.57)	S (4.60)	S (4.50)

【中期計画の概要】

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。

② 産学官等との連携強化

ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。

③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

戦略的に研究・開発（研究開発費を含む）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。

④ 知的財産の管理強化及び活用推進

知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元に努める。

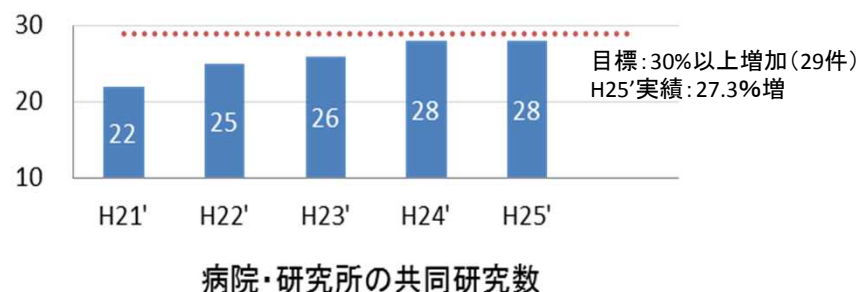
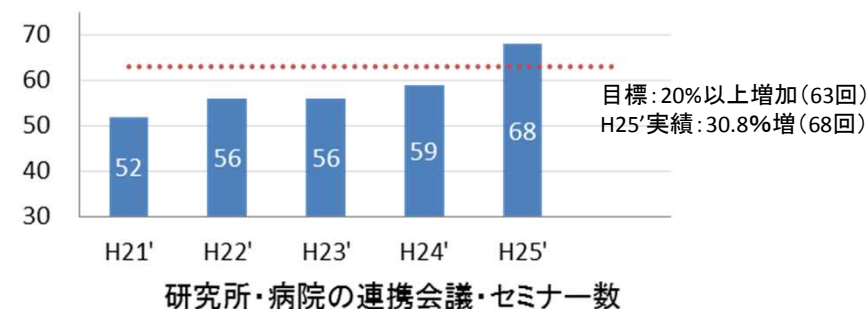
【主な取組み状況】

研究所と病院等、センター内の連携強化

◇研究所と病院が連携する会議

研究所と病院との一層の交流を目指し、研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的の実施している。研究所内で臨床医に向けた臨床研究・疫学研究に関する系統的なレクチャーシリーズを開始した結果、研究所と病院の連携による会議・セミナー等の開催数は30.8%増加した。

また病院・研究所による共同研究を推進するため、成育研究開発費申請にあたり病院と研究所との共同研究を義務化した結果、平成25年度に開始した病院・研究所による新規の共同研究数は28件となり、平成21年度と比べて6件（27.3%）増加した。

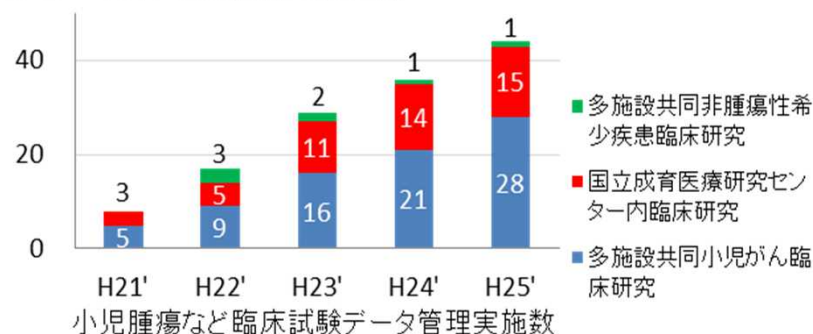


【主な取組み状況】

産学官等との連携強化

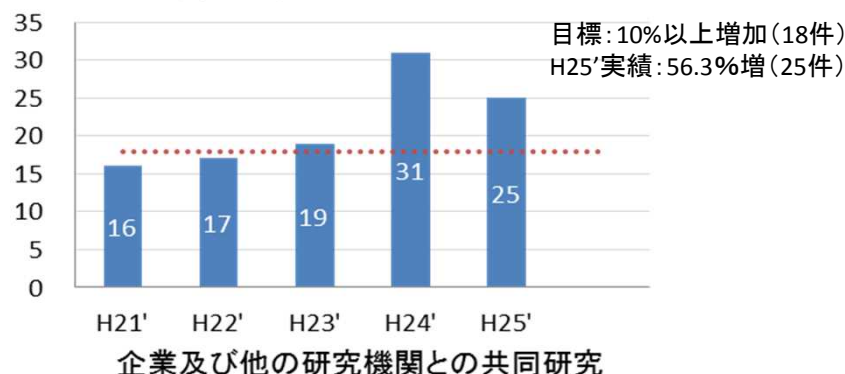
◇臨床研究中核病院に指定

- 被験者候補検索システムの強化・拡大と臨床研究への活用
- 小児固形がんなどの小児腫瘍に対する臨床試験のデータセンターとしての機能を充実。



◇産学連携の基盤整備

社会・臨床研究センターの知財・産学連携室が、企業等の産業界、大学等の研究機関と、病院並びに研究所との連携を推進し、平成25年度の共同研究契約締結数は、平成21年度に比して56.3%増加。



研究・開発の企画及び評価体制の整備

◇成育研究開発費

出生コホート研究や希少難病疾患ゲノム研究など当センターが担うべき研究課題を成育研究開発費により実施。内部評価委員会、外部評価委員会において、新規・継続課題の採択、配分金額等を決定してきた。

- 平成25年度の審査から、当センターを含むナショナルセンターの共同事業であるバイオバンク事業との連携を視野に入れた評価を開始した。

- インハウス研究費の新たな評価体制を整備するとともに、研究の進捗状況を組織的にフォローするため、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーを設置した。

◇研究開発の評価方法

研究・開発の評価について、従来のインパクトファクター（雑誌を評価するための指標）に加え、個々の研究成果をより客観的に評価できる被引用回数を用いた研究評価方法について検討を続け、人事評価等の参考としている。

知的財産の管理強化及び活用推進

知的財産の権利化に繋がるシーズ探索、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の強化を図るため、平成23年度から顧問弁理士に知財に関するセミナーや個別相談を実施している。

平成25年度の審査件数は9件で、そのうち新規申請は7件であった。なお、平成25年度には5件の特許が成立した。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (4.00)	A (3.85)	A (3.80)	A (4.00)

【中期計画の概要】

① 臨床研究機能の強化

センターにおいて、治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、センターで実施される治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努める。

② 倫理性・透明性の確保

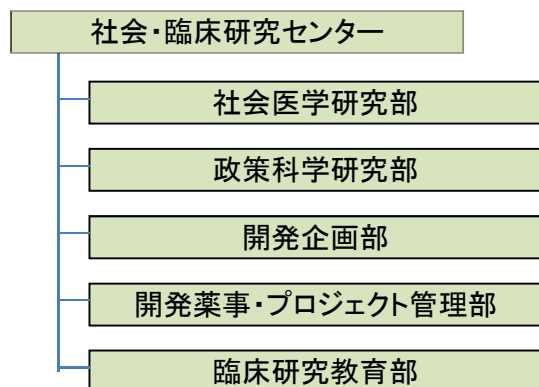
臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。

【主な取組み状況】

臨床研究機能の強化

◇規制当局審査経験者、実地調査経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとする、医師主導治験等の臨床研究支援体制を構築した。

◇臨床研究中核病院として採択されたことを受け、旧臨床研究センターの体制を見直し、研究所に社会・臨床研究センターを開設した。（新規部門の部室長等は、平成26年4月着任）



◇社会・臨床研究センターが支援する臨床研究数の増加

・計画・立案支援件数

平成21年度 3件 → 平成25年度12件（+9件）

・実施支援件数

平成21年度 3件 → 平成25年度 17件（+14件）

倫理性・透明性の確保

◇平成25年度においては、倫理委員会を18回、IRBを10回開催した。審査した研究に関する情報を倫理委員会は17回更新し、IRBは10回更新した。なお、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究内容や審査結果等について、議事要旨をホームページ上で開示している。

◇研究倫理に関する講習会を、平成25年度は5回実施した。なお、臨床研究の指針等についてセンター内に掲示するとともに、電子メールにより各研究者に周知している。

◇倫理委員会への申請時に、主任研究者及び分担研究者が講習会を受講していない場合は、eラーニングによる講習を受けるよう指導し、受講の確認も行っている。

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ 重点的な研究・開発の推進（その1）

暫定評価

S (4.73)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
S (5.00)	S (4.71)	A (4.40)	S (4.83)

【中期計画の概要】

① 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

② 成育疾患の本態解明

成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。

③ 成育疾患の実態把握

我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。

④ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。

⑤ 医薬品及び医療機器の開発の推進

成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。

⑥ 医療の均てん化手法の開発の推進

成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。

⑦ 情報発信手法の開発

成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。

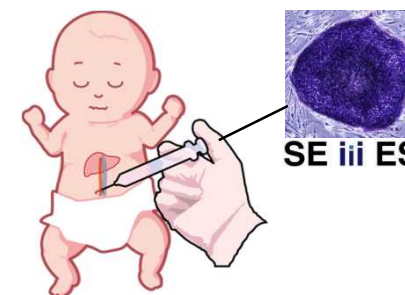
【主な取り組み状況】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

◇ES細胞由来の肝臓細胞を作製することに世界で初めて成功

- ・ ヒト以外の異種動物成分を用いることなく、医療用ヒトES細胞7株(種類)を樹立した。
- ・ また、革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES細胞を加工した製品や、ES細胞を活用した、医薬品等のスクリーニングや有効性・安全性の評価方法の確立」の一環として、「アンモニア分解酵素活性を有するES細胞由来の肝臓細胞」を作製することに成功。

今後、臨床試験として、高アンモニア血症を生じる先天代謝異常症の患者に対して、この細胞の移植を計画している。



小児難病への再生医療

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ 重点的な研究・開発の推進（その2）

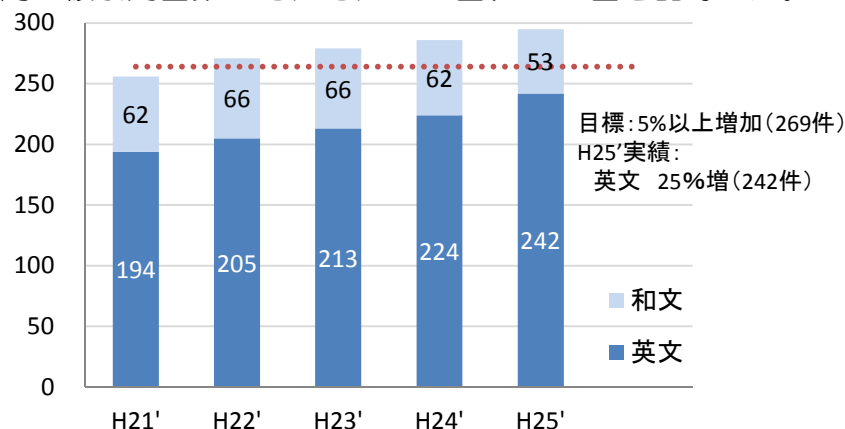
【主な取組み状況】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

◇国際共同研究の成果を著名な科学誌に発表

平成25年度は295件の原著論文を発表（平成21年度に比べ15%増）。うち英文論文数は242件（前年より18件増）であった。

特筆すべきものの一つは、Lancet誌に掲載された国際共同研究の成果である。この論文は、29ヶ国30万人以上の女性を対象に妊産婦死亡およびニアミスに関する調査を実施したもの。本論文に関連して、昨年度報告したLancet誌掲載の国際共同研究による体系的レビュー（最近20年間の疾病や傷害が人類に与える悪影響）のうち2つの論文は、その後一年半の間に被引用回数がそれぞれ403回、258回を記録した。



英文・和文の原著論文発表数

◇ヌーナン症候群の新しい病因遺伝子の同定

次世代高速シーケンサーを用いて、希少遺伝性難病であるヌーナン症候群の原因となる新しい病因遺伝子RIT1を世界で初めて同定した（Am J Hum Genet誌）。本症の病態解明に役立つのみならず、RIT1遺伝子と肥大型心筋症およびがんとの関連を示唆した。

◇未熟児網膜症の新しい眼科手術法の開発

従来は失明に至る可能性が高かった重症の未熟児網膜症に対して新しい早期硝子体手術を開発し、8割以上の児で失明を回避できたことを報告し、マスコミが大きく報道した。

成育疾患の本態解明

◇次世代高速シーケンサーを用いた網羅的遺伝子解析

次世代高速シーケンサーを用いて、網羅的遺伝子解析を行った試料は平成25年度約600例で、通算で約1,300例となった。

◇新生児乳児消化管アレルギー

IgE非依存性の食物誘発性消化管アレルギー(新生児乳児消化管アレルギー)は、近年わが国で報告数が急増しており、その10%は重大な合併症を起こすことから疾患概念の構築が急務。当センターでは、これまでに160名の患者の診断治療を行い、J Allergy Clin Immunol (IF=12) に2論文が掲載（2011, 2013）されるなどの成果を上げた。平成25年度には厚生労働省難治性疾患研究班を組織し、全国の患者オンライン登録システムや診断治療指針を公開した。

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ 重点的な研究・開発の推進（その3）

【主な取組み状況】

成育疾患の実態把握

◇「成育コホート研究」は平成15年12月に倫理委員会の承認を得て、国立成育医療研究センターで出産した1,550名の妊婦と児を対象に開始した出生コホート研究である。毎年収集するアンケート調査の他に5歳児とその母親を対象に健診と採血を行った。追跡年齢は7歳から9歳に達し、62.3%（987名）と高い追跡率を維持している。平成24年度には遺伝子解析のための唾液検体または血液検体の収集を開始し、約500名分の検体を収集した。

◇平成22年度より同様に当センターで出産した妊婦と児を対象に「成育母子コホート研究」を開始、平成25年3月までに約1,500組の登録が完了した。

◇環境省の大規模長期出生コホート研究である「エコチル調査事業」にメディカルサポートセンターとして関与し、目標10万人の登録を達成した。

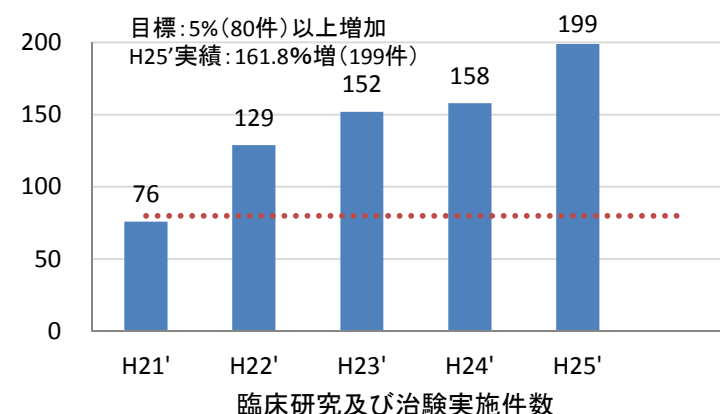
高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

◇慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞を標的とした遺伝子治療臨床研究については、厚生労働大臣の承認（平成24年6月14日）の後、約1年をかけ全国に向けての被検者募集（UMIN8235）を行った。その結果、26歳の男性患者への遺伝子治療実施が、当センターの遺伝子治療臨床研究適応・評価判定委員会（平成26年3月28日）において承認され、造血幹細胞遺伝子治療の実施準備の段階に入った。

◇他の疾患を対象とする遺伝子治療に関しては「革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業」や「成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業」などの研究助成金を獲得し、ウィスコット・アルドリッチ症候群など疾患に対する遺伝子治療を医師主導治験として計画した。

医薬品及び医療機器の開発推進

◇臨床研究の倫理に関する研修会を定期的を開催することにより、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行い、臨床研究を実施している。平成25年度の臨床研究実施件数は199件（倫理委員会承認件数173件、治験審査委員会承認件数26件）。



医療の均てん化手法の開発の推進

◇成育医療の均てん化に必要な診療・治療のガイドラインについて、学会と協力し当センターが中心的な役割を果たしつつ、小児診療部門において実用性の高い、複数のガイドラインを作成した。

高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供（その1）

暫定評価

S (4.76)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
S (4.50)	S (4.57)	S (5.00)	S (5.00)

【中期計画の概要】

① 高度先駆的な医療の提供

成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。

【主な取組み状況】

高度先駆的な医療の提供

◇安全かつ最先端の小児肝移植の実施

単一施設の年間小児肝移植症例数としては世界最多で、生存率100%。

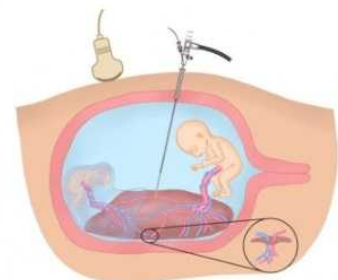
8月には世界初となる生体肝移植ドナーの余剰肝を用いた肝細胞移植をOTC欠損症の新生児に施行して成功。



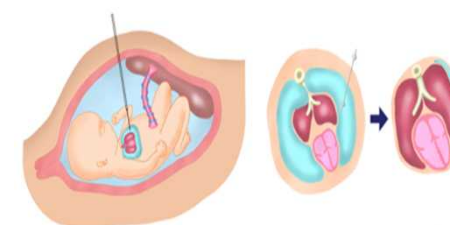
高アンモニア血症による脳障害の回避、安全に肝移植が実施できる6kgまでの橋渡し医療の可能性。

◇胎児治療法の開発・推進

- 先天性横隔膜ヘルニアに対する胎児鏡下バルーン気管閉塞術を日本で初めて成功。この術式により、出生児での肺低形成を予防し、生存率向上に寄与。
- 双胎間輸血症候群に対するレーザー手術を60例で実施。これは日本で最多の症例数で、一児生存率95%は世界でもトップレベル。
- 胎児胸水に対するシャント術は10例で、胎児死亡例ゼロ。



【胎児鏡下レーザー凝固術】



【胎児胸腔羊水腔シャント術】

【主な取り組み状況】

高度先駆的な医療の提供

◇胎児診断

母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査（NIPT）を遺伝カウンセリングの下に942例で実施し、新しい検査の適正な応用に貢献。



欧米ではNIPTが商業ベースで行われている。

出生前遺伝カウンセリング体制が確立されていない日本でNIPTが一般施設で開始されると大きな混乱（検査内容をよく知らずに受けたり、陽性というだけで確定診断を受けないで中絶したり）が予想されたため、NIPTを適正に用いる体制の確立が必要であった。

◇免疫不全症に対する治療

慢性肉芽腫症に対するサリドマイド療法、アデノシン・デアミナーゼ欠損症に対してPEG-ADAの酵素補充療法を、各1例に施行。

◇乳児の頭蓋形態の異常に対する治療

乳児の頭蓋形態異常に対して、62例に、頭蓋形状誘導ヘルメットによる治療を施行。

この治療は、頭蓋縫合早期癒合症の早期スクリーニングにも資すると期待できる。

医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

◇小児難聴の診療

新生児・小児の難聴患者40例に対して、臨床症状、聴力検査、聴性脳幹反応による難聴の程度の総合的な評価および内耳画像診断による難聴の原因検索を行い、補聴器や手術（鼓室形成術、人工内耳）、言語療法、教育・療育現場との連携を組み合わせ、個々に適した治療方法の提供を行った。先天性風疹症候群などに伴う難聴の対応について、マニュアル作成に協力した。

全国から受診された小児難治性気道狭窄症例10例に対して、個々に適した治療法の開発、提供を行った。

◇小児救急医療

当センターは開院以来、全ての救急患者を受け入れ、院内でトリアージを行い、緊急度に応じた診療を実施。平成25年度は、合計31,621名の救急患者（救急車の受け入れは3,182台、応需率96.2%）を受け入れた。

救急患者のトリアージ別内訳は、蘇生392名、緊急4,764名、準緊急11,449名、非緊急14,538名（直接入院293名、トリアージ未実施185名を含む）。



患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供（その1）

暫定評価

A (4.02)

平成22年度

A (3.83)

平成23年度

A (4.14)

平成24年度

A (3.80)

平成25年度

A (4.33)

【中期計画の概要】

- ① 患者等参加型医療の推進
- ② チーム医療の推進

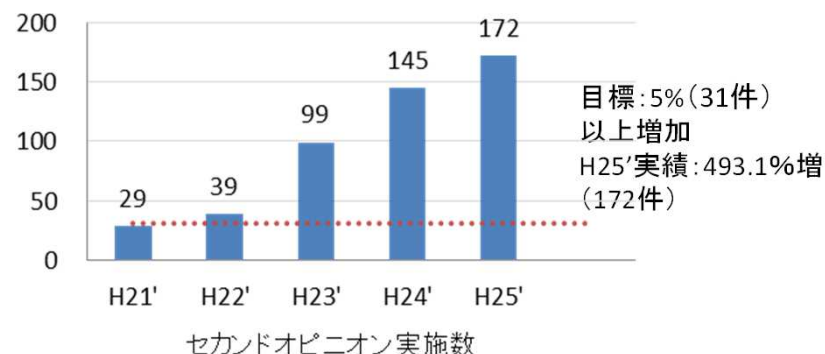
- ③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供
- ④ 医療安全管理体制の充実
- ⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

【主な取組み状況】

患者参加型医療の推進

◇セカンドオピニオン外来の充実

平成21年度 29件 → 平成25年度172件（143件増）
172件の約8割は他の小児病院、大学病院からの紹介。



◇小児がんセンター

（国から小児がん拠点病院に指定）

新規入院患者の全てに全てソーシャルワーカーが面接して、医療費助成制度、教育支援等の案内を行うとともに、小児がん相談窓口を外来カウンターに設け、退院後も相談しやすくなるような体制に工夫した。

チーム医療の推進

◇チーム医療及び集学的医療の具体例

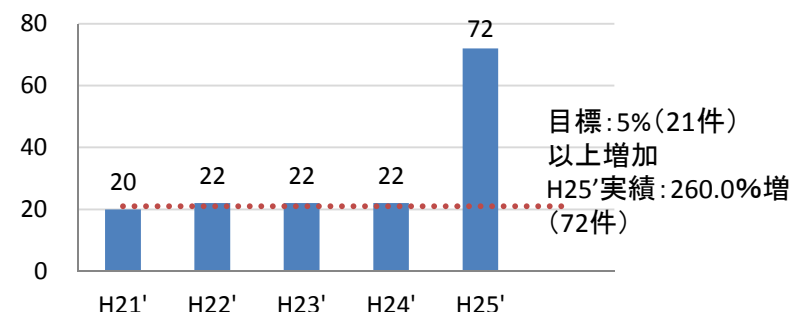
チーム医療の具体的な姿である多診療科、多職種（4種類以上）によるカンファレンスは合計20あり、平成25年度の定例での開催回数は624回であった。

入院時から地域ケアを見通した医療の提供

◇退院支援チームが関与した退院困難なケース

患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため、医療連携・患者支援センターを設置し、常設の患者相談窓口を設けた。

専任の窓口対応職員のほか、患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカーによって患者・家族からの相談に応じ、各部門等の担当者と連携し問題等の解決への支援を行っている。



退院支援チームが関与した退院困難なケース数

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供（その2）

【主な取り組み状況】

医療安全管理体制の充実

◇医療安全に対する積極的な取り組み、意識の向上を目的として、「医療安全ポケットマニュアル」の配布、医療安全研修会、eラーニングテストを全職員を対象に実施。

客観的指標等を用いた医療の質の評価

◇病院機能評価の受審

財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価を平成26年2月に受審し、認定された。

◇医療連携・患者支援センター

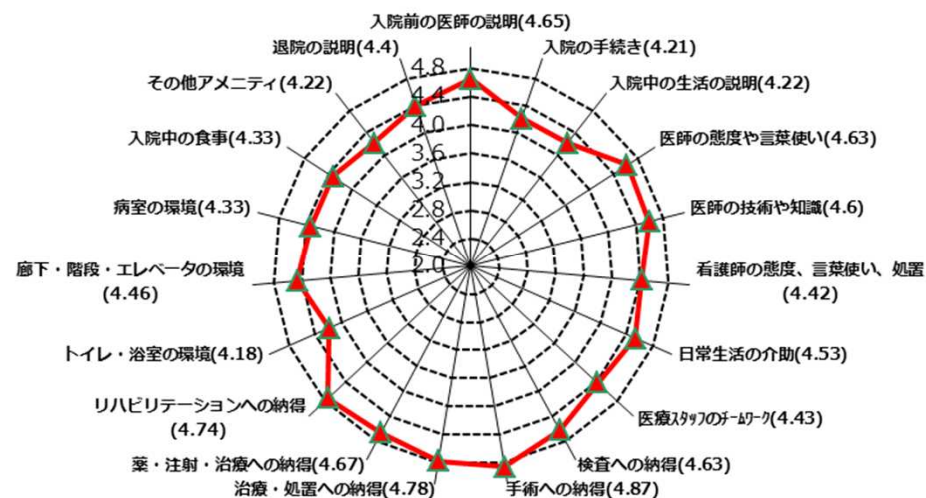
患者・家族の視点に立ったより良い医療の提供を目的として、「医療連携・患者支援センター」を設置している。

◇患者満足度調査

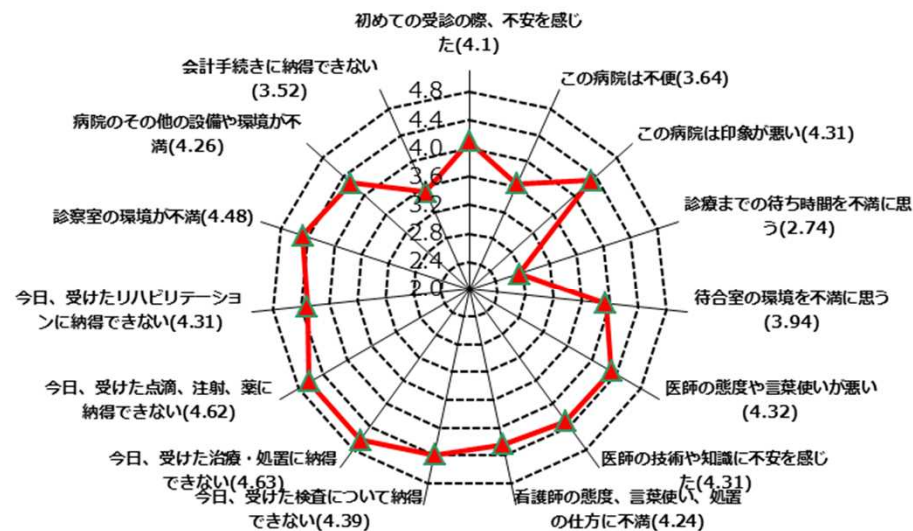
家族の視点に立ったよりきめ細やかな対応を行うため、患者・家族の声を一層反映できるように、調査対象者を拡大、調査票の配付枚数を倍増させて実施し、更なる満足度向上のための取り組みを実施した。



H25'入院



H25'外来



その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

暫定評価

A (4.11)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (3.66)	A (4.28)	A (4.20)	A (4.33)

【中期計画の概要】

① 子どもの心の診療

子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。

② 周産期・小児医療における中核的な役割

周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たす。

【主な取組み状況】

子どもの心の診療

◇子どもの心の診療ネットワーク事業連絡会議を開催して、
①データベースの構築、集計・分析、②東日本大震災後の子どものメンタルヘルスとそのケアについての議、③福祉との連携及び医療間連携に取り組んだ。

周産期・小児医療における中核的な役割

◇周産期医療の提供

平成25年度の分娩件数は2,142件。

※うち約7割がハイリスク分娩（多胎分娩97例、胎児異常91例、帝王切開713例等）母体搬送受入数は92例

胎児異常精査を主訴とした紹介が年間約500例あり、診断及び治療方針を立てた上で、逆紹介している。

◇救急医療の提供

小児救急医療体制における中核的な役割（こども救命救急センター（東京都事業）に指定）

- ・ 救急外来患者数：31,621人、救急車搬送受入台数3,182台 ※日本でも小児救急では一、二を争う数
- ・ 重症度の高い蘇生、緊急にトリアージされた患者は5,156人(16.3%)東京都事業のシステムでホットラインまた他センターから受け入れた重症小児患者数503名（全体の約5割）。



◇小児がんセンター

- ・ 国から小児がん拠点病院として指定（さらに全国15の小児がん拠点病院の中央機関にも指定）された。
- ・ 血液腫瘍、固形腫瘍、脳神経腫瘍、腫瘍外科などに機能分担した組織改変。
- ・ 退院後も高度な医療を在宅で継続するために在宅診療科及び在宅医療支援室を設置。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (3.83)	A (4.00)	A (3.80)	A (4.00)

【中期計画の概要】

① リーダーとして活躍できる人材の育成

成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行い、センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。

② モデル的研修・講習の実施

成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。

【主な取組み状況】

リーダーとして活躍できる人材の育成

◇産科麻酔科医長が順天堂大学麻酔科教授に、移植外科医長が熊本大学小児外科准教授に、血液腫瘍科医長が聖マリアンナ医科大学小児科准教授として転出するなど、成育医療の指導的人材の育成に寄与。

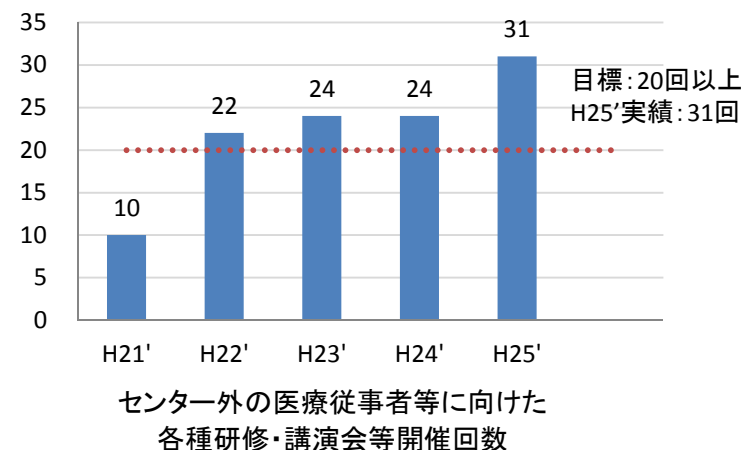
◇医師の初期臨床研修は、東京医療センター、関東中央病院、筑波大学などの初期研修医に対して小児医療研修を行った。さらに、42名の小児科後期研修医を受け入れ育成をしている。

◇成育医療研修会を開催し、医師、看護師、診療放射線技師の研修を受け入れた。

モデル的研修・講習の実施

◇外部の医療従事者等に向けた各種研修・講演会をH25年度に31回開催した。

◇カリフォルニア大学サンフランシスコ校とインターネット回線で結び、Designing Clinical Researchの7回シリーズの教育コースを実施した。



医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

暫定評価

A (3.79)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (3.50)	A (3.85)	A (4.00)	A (3.83)

【中期計画の概要】

① ネットワーク構築の推進

成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。

② 情報の収集・発信

成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。

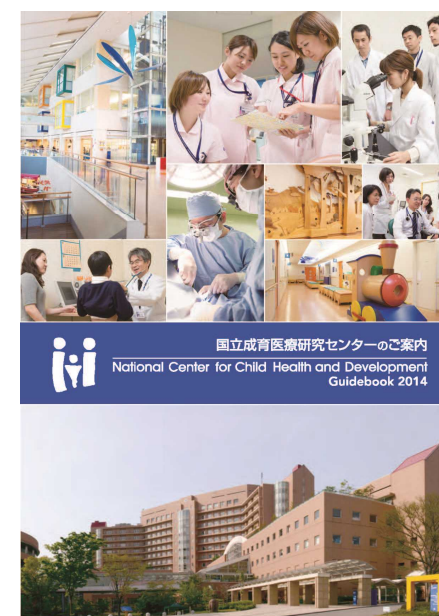
【主な取り組み状況】

ネットワーク構築の推進

- ◇東京都こども救命事業に参加、都内4つの小児三次救命救急センター間の連携を蜜にとつて、小児ICUも含めた重症小児患者の救命を行っている。
- ◇小児病院耳鼻科合同カンファランス（4施設参加）を行い、聴力測定講習会などを行った。
- ◇妊娠と薬の情報センターでは相談事業の均てん化を目的とした拠点病院の整備を行っていて、平成25年度は4カ所が加わり、全国で25カ所となった。
- ◇医療連携関連では、地域の医師、コメディカル等を対象に、当センターの職員や地域関係機関の職員が演者となって、懇話会を開催。

情報の収集・発信

- ◇成育医療に関連した医療者・研究者向けの情報「メールマガジン」を5本（宛先数491）配信、一般向けの情報「成育すこやかジャーナル」を5本（宛先数1,862）配信。
- ◇当センターの各部門の取り組みを総合的に紹介するパンフレット（日本語、英語併記版）を作成した。



国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

暫定評価

A (3.87)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (3.83)	A (3.85)	A (4.00)	A (3.83)

【中期計画の概要】

① 国への政策提言に関する事項

我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。

② 公衆衛生上の重大な危害への対応

国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。

③ 国際貢献

研究成果の諸外国への発表、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。

【主な取組み状況】

国への政策提言に関する事項

- ◇内閣府の少子化危機突破タスクフォースの中心的な役割を果たし、①これまでの議論と成果、②今後取り組むべき課題と進むべき方向性、③今後に向けた提言からなる『少子化危機突破タスクフォース（第2期）まとめ』を作成し少子化社会対策会議に提言した。
- ◇消費者庁「子どもを事故から守る」プロジェクトへの協力
当院救急外来を受診した小児外傷例で、予防可能と判断された事故データを消費者庁と国民生活センターに4,129件提供した。この数は全体の約6割を占めている。

国際貢献

- ◇医療連携・患者支援センターに成育医療における渉外、外事を担う機能をもった医療連携開発室を設置した。
- ◇移植手術の技術指導のため生体肝移植チームを中東（エジプト）に派遣し、移植医療の標準化に努めた。
- ◇全権大使の招きで、当センター医師2名がコソボ共和国を訪問し、川崎病の診断、治療について講演した。
- ◇海外の医療機関と連携協定を結んだ
 - ・平成25年4月 中日友好病院及びワシントン小児病院
 - ・平成25年5月 ソウル大学小児病院
 - ・平成25年11月 ソウル延世大学小児病院
 - ・平成26年2月 上海小児病院

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (3.66)	A (3.71)	A (4.00)	A (3.50)

【中期計画の概要】

① 効率的な業務運営体制

センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。

② 副院長複数制の導入

特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

【主な取り組み状況】

効率的な業務運営体制

◇当センターの使命である研究・医療等の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等を行うこと及びガバナンスの強化を目的として、以下の事項を考慮しつつ、適切な運営に努めた。

- ・ 法人運営に関する重要事項については理事会の審議を経た上で執行。
- ・ 理事は、センターの外部より病院・企業等の経営・運営の経験及び実績がある、又は会計に関する経験、実績を有する人材を採用。
- ・ 各部門の責任者等で構成する執行役員会議において、理事会で決定した重要事項を適切に遂行するため、同事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理。
- ・ 理事長直属の企画戦略室を設置し、理事長の企画・立案等を具体的に実行。

- ・ 監事による法人業務の適切な監査とともに、監査室の専任職員による内部監査を実施。また、監事はその業務を遂行するため、必要に応じ理事会で意見を述べ、法人の業務及び財産の状況を調査等を行う

副院長複数制の導入

◇病院の様々な事案に対し、迅速に対応することを目的に副院長複数制を導入し、5人体制とした。

- ・ 「入院診療（除周産期）」担当
- ・ 「教育・研究・外来診療」担当
- ・ 「経営・財務」担当
- ・ 「医療安全・入院診療（周産期）」担当
- ・ 「看護・環境整備」担当

効率化による収支改善・電子化の推進 (その1)

暫定評価

A (3.94)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
S (4.66)	A (3.57)	A (4.40)	B (3.16)

【中期計画の概要】

① 効率化による収支改善

収支相償の経営を目指し、5年間で累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。

② 給与制度の適正化

給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。

③ 材料費の節減

医薬品医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。

④ 一般管理費の節減

平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。

⑤ 建築コストの適正化

建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る

⑥ 収入の確保

医業未収金について新規発生防止に取り組むとともに医業未収金比率の縮減に取り組む。また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。

⑦ 電子化の推進による業務の効率化

⑧ 財務会計システム導入による月次決算の実施

【主な取り組み状況】

効率化による収支改善

◇センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行う等により診療報酬上の上位基準取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト縮減に努めることにより収支改善を図った。（4期累計の経常収支率は102.3%）

給与制度の適正化

◇基本給について、独法移行を機に職務給の原則に従い、国時代の特徴である年功的要素の影響を抑制することとし、一般職員について若年層の給与水準は変えず、民間の給与水準を勘案して中高年の年功的な給与水準を緩やかなカーブとする等、給与制度を見直し、その水準を維持している。

【主な取組み状況】

材料費の節減

- ◇医薬品、医療材料等について、6NC、NHOとの共同購入を実施（総契約品目数に対し、医薬品96.8%、検査試薬83.9%、診療材料16.1%）。
- ◇同種・同等品（医療材料）の見直し、後発医薬品の採用によるコスト削減を実施。（品目数：H22' 10.5%→H25' 11.7%、購入数量：H22 16.5%→H25' 19.3%）。
- ◇医療材料等について、十分な価格交渉を行うことにより購入費用の削減を図った。

一般管理費の節減

- ◇委託内容の見直し、消耗品等の費用削減など、経費の縮減・見直しを図り、平成21年度に比して20.8%（134百万円）節減を図った。

建築コストの適正化

- ◇建築工事の実施にあたっては、過剰な仕様となっていないか施設・医療機器等整備委員会等で検証を行い、予定価格の積算は、建設物価、積算資料等市場単価等の資料を参考に行い、適正なコストとなるよう取り組んだ。

収入の確保

- ◇医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行うとともに、新規発生の防止という観点から、分娩預かり金制度、クレジットカード支払の導入を行うとともに、診療報酬委員会による徹底したレセプトチェックを実施した。その結果、医業未収金の比率は0.043%となり、目標0.05%を上回る低減ができた。

電子化の推進による業務の効率化

- ◇病院情報システムの運用にかかる費用については年間約1億の節減をはかり、医業収益の約4%に収まるよう構成の見直しを図った。

財務会計システム導入による月次決算の実施

- ◇システムの適切な稼働を図ることにより、企業会計原則に基づく事務処理を行い、月次及び年次での決算処理を速やかに実施。また、月次決算では、収支状況のほか、患者数、診療点数、平均在院日数等のデータにより、多角的な観点から詳細な分析を行っている。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (3.50)	B (3.28)	A (4.00)	A (3.83)

【中期計画の概要】

法令遵守等内部統制の適切な構築

法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。

【主な取組み状況】

法令遵守等内部統制の適切な構築

◇内部監査の実施

- ・内部統制の確立という観点から、内部監査を担当する部門として独立行政法人発足時より監査室を設置した。また、適切に業務が実施されているかを監査するための内部監査マニュアルを作成した。
- ・監査室による内部監査、監事による業務監査、会計監査人による外部監査を、三者の連携を図りながら実施している。
- ・内部監査については、重点項目を定め、計画的に実施している。

◇会計監査人による外部監査の実施

監査法人を講師とした簿記研修、独立行政法人制度改革研修を行っている。

◇コンプライアンス室の活動

コンプライアンスに関わる職員の相談しやすい環境の整備を進めるとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し、職員に対する一層の啓発を図った。

◇契約業務の競争性、公平性、透明性の確保

外部有識者を含む契約審査委員会により契約方法の事前審査を行い、競争性、公平性、透明性の確保に努めている。なお、契約実績はホームページで公表している。

◇契約監視委員会による点検・見直し

監事、外部有識者による契約監視委員会で契約業務の事後点検を行うことにより、契約業務のフォローアップを行っている。委員会の概要はホームページで公表し、更なる競争性、公平性、透明性の確保に努めている。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A (3.66)	A (3.57)	A (4.00)	A (3.66)

【中期計画の概要】

① 自己収入の増加に関する事項

民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。

② 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。

③ 施設・設備整備に関する事項

【主な取り組み状況】

自己収入の増加に関する事項

◇外部資金の受け入れ

職員に対する情報提供や手続きにかかる助言を行うことにより獲得に努めた。

資産及び負債の管理に関する事項

◇投資については長期借入を行わず、内部資金等を活用することによって行った。また、固定負債（長期借入金の残高）については約定どおり償還を行い、その残高を減少させた。

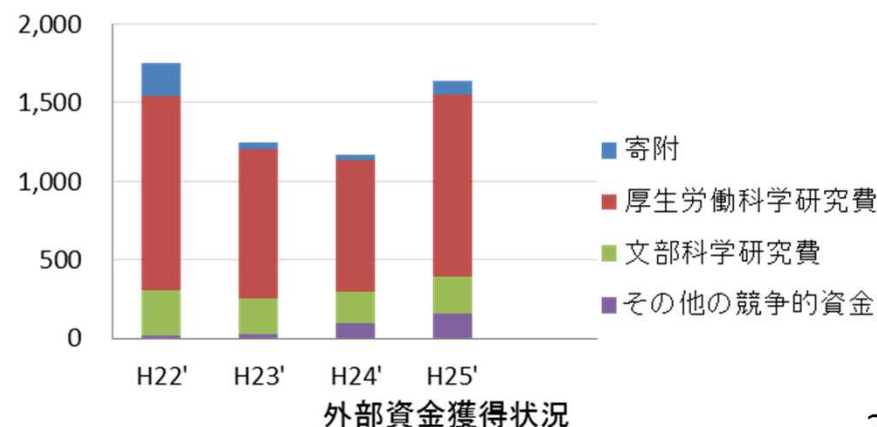
施設・設備整備に関する事項

◇平成22年度に策定した中期的整備計画に基づき、計画的に保守及び修繕を行った。

◇大型医療機器等の整備については、センター内に設置した「施設・医療機器等整備委員会」において、償還確実性について検証を行い、その可否を決定している。

◇次期中期計画に向けて保守・修繕等を計画的に行うため、建物等の劣化診断を行った。

◇研究・医療の高度化、経営面の改善、患者の療養環境の改善等のための整備については、自己資金等を活用し、借入金の元利償還を約定通り行うことにより、長期借入金の残高を減少させることができた。



その他主務省令で定める業務運営に関する事項

暫定評価

A (3.75)

平成22年度

B (3.33)

平成23年度

A (3.85)

平成24年度

A (4.00)

平成25年度

A (3.83)

【中期計画の概要】

①人事システムの最適化

- ・職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。
- ・当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。
- ・非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。
- ・女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

②人事に関する方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。

【主な取り組み状況】

人事システムの最適化

◇人事評価制度の導入

組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成24年度から全職員に対して実施した。

◇人事交流

- ・国立病院機構との人事交流が円滑に進められるよう、給与制度の見直しを図るとともに、異動者の給与水準を維持するため、現給補償制度を設けた。
- ・退職手当の期間通算を設け、将来においても不利益が生じないよう規程を整備した。

- ・転籍出向や在籍出向といった制度を構築し、平成22～25年度の国、国立病院機構、他のNCとの人事交流は、転出入併せて217人となった。
- ・女性の働きやすい環境整備として、育児短時間勤務制度の対象範囲拡大、時間外勤務の制限を行うなどの充実を図った。
- ・平成25年4月に院内保育所を開設した。
- ・医師の業務軽減策として、医療クランクの導入を計画的に行い、平成25年度には14人となった。